

税理士会の要望実現のために活動しています

近畿税政連

平成28年(2016年)

3月10日

第214号

発行所 近畿税理士政治連盟
発行人 久保直己/編集人 小川由美子

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



京都御苑の紅梅（京都市上京区）

撮影：東 智之（上京支部）

■ 京都市長選挙 推薦候補者が当選	3
■ 第4回 川柳・書道コンテストのご案内	7



平成28年度税制改正大綱が閣議決定された。消費税の軽減税率制度の導入である。

税政連は日本税理士会連合会とともに、単一税率の維持を訴えてきたが残念な結果となった。

現状の単一税率の下では、請求書等保存方式による消費税の課税が、事業者及び国双方のコストの観点からインボイス方式より優れている。しかし、平成29年4月から適用される複数税率になれば、仕入れに対する税率をインボイスによって把握する必要性が生じる。

ご存知のようにインボイスは販売企業が購入企業に対して渡す請求書のことである。インボイスには課税事業者番号や税率

インボイス

・税額などが記載してある。

元々、日本の消費税はEUの付加価値税を模範として設計されたものであり、軽減税率を導入しているEU同様、課税事業者はインボイスの発行及び副本の保存の義務化が必要であると思われる。

大綱によれば、平成33年4月から適格請求書等保存方式を導入し、それまでの間は簡素な方法とするとともに税額計算の特例を設けるとある。

与党税制協議会は、当面は簡易方式のインボイスを利用する方針を示している。だが、我々実務家の視点からみれば免税事業者・簡易課税の取り扱い、そして関与先である中小企業者の事務負担・コストの増加など多くの問題が残っている。

立法府での多くの議論を望みたい。

歴史と易・不易

近畿税理士政治連盟副会長 井戸本 恭次

組織を永續させるには、その組織が持つ特性をしっかりと守りつつ新しいものに変えていく必要がある。近畿税理士政治連盟（以下近税政という）は、この10年間変えてはいけぬものは守りつつ変えなければならないものは進取の気性を発揮することにより、近畿だけではなく日本の税政連のリーダーの一員にまで成長してきた。

平成15年当時の近税政は近畿税理士会の誰もが役を引き受けたくないお荷物的存在であった。この環境を打開するため、当時活発な税政連活動を展開されていた名古屋税理士政治連盟（当時の名税政会長小川令持氏）へ弓岡隆巳会長（初めて近税会会長以外の会長が就任）指導のもと執行部6名が視察団を結成、協議会の開催をお願いした。そして「支部・後援会等に関する活動基準」など系列団体に関する諸規則等の説明と報告を頂くことが出来た。このことが近税政を大きく成長させていくターニングポイントとなった。

この成果を実務に活かすべく正副幹事長会で検討に入り、税政連が陳情の成果をあげるには後援会活動の充実が欠かせないとの結論に達し、現在の「支援後援会規程」の原案が出来上がった。その原案を基に作成した日税政の「後援会活動のてびき」が全国に広まることになる。また、近税政がその力を発揮するためには財政基盤の充実が不可欠であることから、当時の風潮であった会員だけではなく国民全体の政治離れを考慮し、当時の今中英雄財務担当副会長と福長俊之財務委員長が中心となって中長期に亘る財政基盤の確立のため年会費10,000円を13,200円に増額した。

これに伴い、税政連活動活性化の基盤がようやく整い、各後援会の活動支援や国会議員のパーティー券購入に力を発揮する段階に入った。

名古屋税政連が日本のリーダーを務めていた時にはあの悪法と言われた法人税法35条を2年間で廃止に追い込んだことは記憶に新しい。近畿税政連がその役割を努めてからは税理士法改正において前代未踏の税理士法第3条の改正を実現した。また、一夜にして財産債務調書の条件を実務家の立場で主張し現実的な内容に変更する成果を得るに至った。

正に、改めるべきは改める10年前の決断である「進取の気性」の結果である。

「政治家と議論はするが敵対しない」それが私が幹事長時代であった時の基本的な考え方である。最近「税理士会の意向に沿わない議員は推薦しないでおく」という稚拙な意見を平然という役員もいる。組織と組織、人と人の信頼関係構築には最低3年から5年が必要である。たった一人の議員の発言で進まなかった議案がどれだけあるかを肝に銘じておかなければならない。近税政の役員各位は更なる税政連の発展を目指し日頃より精進しなければならない。



- 焦点..... 1
- 歴史と易・不易..... 2
- 京都市長選挙結果..... 3
- 後援会ニュース..... 4
- かんさいすずめ..... 6
- 銀河系..... 6
- 第4回川柳・書道コンテスト案内..... 7

【参考】名古屋税政連と近畿税政連との協議会開催

1. 日 時 平成16年4月15日(木)午後2時～5時
2. 場 所 名古屋税理士会館
3. テー マ (1) 税政連活動の諸問題について
(2) 会費収納率の向上策について
(3) 後援会活動のあり方について
(4) そ の 他

4. 当連盟出席者

会 長	弓岡 隆巳
副 会 長	今中 英雄(財務担当)
幹 事 長	大西 賢藏
副幹事長	田中 健三(政策委員長)
副幹事長	福長 俊之(財務委員長)
副幹事長	森田 務(組織委員長)
副幹事長	井戸本 恭次(後援会対策委員長)
事 務 局	中澤 修司

京都市長選挙 推薦候補者が当選

京都市長選挙が1月24日告示、2月7日投開票により施行された。

本部では、第3回推薦審査会を平成27年12月16日に開催し、京都府支部連より京都市長選挙推薦候補者として報告のあった現職の門川大作(かどかわだいさく)氏(自民党推薦)について「首長選挙における推薦基準」に基づき慎重に審議を行い、京都市長選挙における同氏の推薦を決定した。

選挙にあたっては、選挙支援が法令違反とならないように十分留意して行われ、投開票の結果、当連盟推薦候補者の門川大作氏が当選を果たした。

今後、門川大作氏には、市政でのますますの活躍を期待するとともに、力強いご支援を頂戴したい。

首長選挙における推薦基準

平成11年8月4日

総務会決定

1. 被推薦者は、自由主義経済体制下において、税理士制度の発展に寄与し、且つ、相当の効果を期待できると思われる次の各号の一に該当するもので、推薦審査会が特に必要と認められた立候補予定者に限ることとする。

(1) 税理士業界に対する貢献が極めて顕著であると認められる首長、または今後、多大な貢献が得られることが確実と認められる者

(2) 税理士会の会員で、真に税理士たる使命と信念に立脚した立候補予定者であり、且つ、当選の可能性が認められる者

2. 推薦は、選挙区ごとに1名とする。

3. 推薦は、選挙ごとに本連盟推薦審査会において決定する。

(注)当推薦基準の適用は、府県知事選挙及び市長選挙に限ることとする。

後援会ニュース

渡海紀三朗後援会 懇談会

税理士による渡海紀三朗後援会懇談会が、11月21日「りんどう」において開催され、渡海紀三朗衆議院議員が出席した。



澤木俊昌後援会幹事長の司会により開会し、有村昌紀後援会会長からは、渡海議員にご多忙のところお越し頂いたことを深く感謝した。また税理士会から「平成28年度税制改正に関する要望」をさせて頂き、国会の場において、直接的あるいは間接的にその実現に、ご尽力を頂きたい旨を申しあげた。特に消費税について「単一税率の維持」や「給付付き税額控除の導入の検討」をお願いした。

続いて、渡海議員からごあいさつを頂き、国会の報告や安倍内閣のこと等、多くの政治情勢について述べた。「平成28年度税制改正大綱」の取りまとめについては既に相当進み、与党間協議の最中で、消費税の負担軽減は「軽減税率を選ぶようである」とお聞きした。そこで「給付付き税額控除」を強く要望した。質疑応答では、いかに事業者の事務処理が大変か、いかにそのことに対する税理士業務が大変なのかご理解を頂きたいこと等、次々と質問をさせて頂きました。

懇親会でも、中小法人税制や所得控除、TPPの税理士制度への影響などの質問に対して丁寧にお答えいただきました。最後に藤原後援会副会長の閉会のあいさつで盛会の内に終了した。
(後援会 有村昌紀会長 寄稿)

山口つよし後援会

日時 平成27年11月27日

場所 ホテル日航姫路

来賓 山口 壯 衆議院議員

橋本 敬司 兵庫県第4支部連副会長



矢野和英後援会会長のあいさつの後、三木政司会員が議長に選出され、第1号から第3号までの全議案が可決承認された。

●山口壯 衆議院議員

TPPによる貿易、投資の拡大を国内の経済再生に直結させ、イノベーションによる新産業創出による西播磨の商工業の振興に尽力することが、地元企業に貢献している税理士会の皆様に貢献する事になるとの思いを述べた。

●橋本敬司 第4支部連副会長

山口議員には日頃より税理士会のためにご尽力いただき感謝申し上げます。山口議員は外務畑を主に携わってこられ、国際問題に非常に強みをもっておられる。その国際的な視野から税制面も考えていただき、国内における中小企業者の意見を国会に通していただきたいと述べた。

●三木政司 新後援会会長

後援会会長を拝命しましたが、この職務が務まるかどうか不安であります。皆様方のお力添えを是非お願いしたい。今後も、山口議員を全面的に支援し、選挙がいつあっても態勢を整え準備しますと力強い決意があった。

(姫路支部 上野政則)

前原誠司後援会 国政報告会

税理士による前原誠司後援会国政報告会が、11月28日にハイアットリージェンシー京都にて開催された。

来賓として前原誠司衆議院議員、近税政より久保直己会長、田達満幹事長、京都府支部連より室谷澄男会長、坂部浩幹事長が出席した。



冒頭、日本税理士会連合会および日本税理士政治連盟による「平成28年度税制改正に関する要望書」が前原議員に託され、久保近税政会長ならびに室谷京都府支部連会長のあいさつの後、前原議員による国政報告が行われた。

報告は、Ⅰ「アベノミクスの検証」～働く人・年金生活者に厳しく、リスク(借金・副作用)を増大・先送り、Ⅱ「税制を考える」～歳入欠陥をどう埋めていくか、応分負担の下で必要な施策を実施という二つのテーマで進められた。

「アベノミクスの検証」では、所謂「旧・3本の矢」について検証が行われ「金融緩和」と「財政出動」のツケ(借金・副作用)や「成長戦略」の問題点とその影響について詳細に語られた。

「税制を考える」では、主に消費税軽減税率についての逆進性対策に関する指摘と、政治的な公平性を担保するためにも「単一税率の維持が望ましい」ことが強調された。また、諸外国との比較においても問題点が浮き彫りにされた。

引き続き、昼食会が開催され、盛会のうちに閉会した。

(後援会 中谷隆夫 寄稿)

二ノ湯さとし後援会 国政報告会

税理士による二ノ湯さとし後援会国政報告会が、12月5日に京都センチュリーホテルにおいて開催された。来賓として、二之湯智参議院議員、近税政より久保直己会長、田達満幹事長、笹岡憲一副幹事長、近税政京都府支部連より室谷澄男会長、北條巖会長(伊吹文明後援会)、片野晏弘会長(安藤裕後援会)が出席した。



船越善博後援会副幹事長の司会により始まり、今西衛後援会会長より「税制改正の建議にはいつもお力添えをいただき感謝している。今後も全力で支援する」と、久保近税政会長からは「税理士法改正の実現に感謝する。組織を挙げて応援していく」と、室谷支部連会長からは「二之湯議員の庶民的な感覚でこれからも国民のために頑張っていたきたい」とあいさつがあった。

続いて、二之湯議員より国政報告が行われた。「地方創生といわれて久しい。人口減少と高齢化に伴う社会保障費の増大は日本の存続に関わる。納税者が自ら納めた税金の使い道を真剣に考える社会、若い世代が将来に期待をもてるような社会の実現を目指す」と述べた。その他、安全保障関連、選挙制度改革、消費税の軽減税率、さらに地元京都の現状についても報告された。

国政報告の後、今西会長より税制改正に関する要望書、建議書が手渡され、石原豊後援会副会長の乾杯により懇談会が始まり、一つのテーブルを囲んで和気藹々と本音の意見交換を行い、有意義な時間となった。

(右京支部 吉田和之)

人工知能と職業

最近、新聞紙上や雑誌等で「将来、機械が奪う職業」というタイトルを目にされたことは無いだろうか？ この衝撃的なタイトルに思わず手にすると、小売店販売員や飲食店接客業、公務員等に並んで税理士が記載されている。

では将来、本当に我々の職業は機械に完全に取って代わられてしまうのだろうか？

日常の業務を振り返り、毎日の仕事の中身をじっくり考えてみると、確かにパソコンに向き合い、数字を追いかけている時間はかなりの部分を占めているかもしれない。しかし、人と向き合っていてじっくり話している時間もその質量とも大きなウエイトを占めているのも確かである。

むしろ税理士としての職務の難しさや、やりがいは後者の中に多く含まれていると感じる事について賛同して頂ける先生は多いのではなかろうか？ 顧客との会話に方程式は無いと感じ、その時その時の最善の答えを何とか求めている税理士という自分の立場は、非常に人間臭く、濃密な職業であると意識させられる。

税の相談もまさしく多岐に渡り、家族構成や年齢等、実情に応じた解を出そうと頭をひねりつつも、やはり顧客との対話が一番重要な要素と感じるのは筆者だけではないと思われる。

ある調査では今後10年から20年で現在の職業の5割弱が失われるそうである。勿論、機械化のメリットも見過ごす事は出来ないが、全てを機械化してしまう事の危険性やデメリットも充分考慮されなければならないのは、大前提であろう。

さて、冒頭の疑問である。機械は我々の職業を代替できるであろうか？ (城東支部 村川儀晃)



近税政本部のうごき

- 第3回推薦審査会(書面審議)(12月16日)
- 京都市長選挙における推薦候補者の決定について

会費納入は

口座振替で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

最新情報はホームページにアクセス!

近 税 政

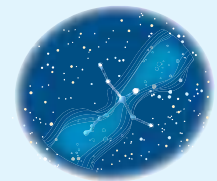
検 索

または <http://kinzeisei.jp/> へ

会員専用ページのパスワードのお問い合わせは事務局まで

「表紙」題字:「第3回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門 最優秀会長賞作品
(作=今田幸史 伊丹支部)

銀河系



『税理士を支える我ら 税政連』

長きに渡り近税政に多大なる貢献と実績を残された、大村恵美子前副会長が詠まれたこの句は、含蓄深い。

ところで、現在の日本の人口1億2682万人(平成28年概算)に対して、税理士登録者数は、たったの75,665人(平成27年12月末)である。“個々の権利や利益は主張しても、税理士会の運動や責務を行なわない”という状態が続くと、国民の目にはどのように映るのか。“薩摩守の税理士”をなくして、同志として結束できないものか。他方、執行部も会員の支持を得られるよう、斬新な行動、改革を行なうべきである。税理士側も纏まらないのに、議員や他団体に訴えかけても説得力に欠ける。

さて3月末に事務局の功労者・岡原恵子さんも退職される。大村先生と岡原さんに支えて頂いたことに深く感謝し、桜花を目前に広報活動に励む今日この頃である。

(門真支部 大志万泰範)

広報委員会からのお知らせ

第4回

『川柳』『書道』コンテスト
のご案内

平素は近畿税理士政治連盟へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて本年度も、近畿税政連の広報活動の一環として、会員の皆様に当連盟に慣れ親しんで頂くために、『第4回「川柳」「書道」コンテスト』を開催させて頂くことになりました。

下記の要領で募集いたしますので、どうぞお気軽にご応募ください。

応募要領

①川柳コンテスト

②書道コンテスト／テーマ部門 題字

③書道コンテスト／自由部門 題字自由

④書道コンテスト／硬筆部門

テーマ（税理士法第1条条文より20文字以内）

「近畿税政連」
「焦点」

応募作品 近畿税理士政治連盟を盛りあげるような作品をお待ちしております。

応募期間 平成28年4月1日(金)～6月17日(金) 必着

応募資格 近畿税理士会員に限ります。

応募点数 各部門3点まで（ただし、入賞は各部門1人1点）

応募規定 ■応募作品は制作から1年以内のものに限定します。

■過去に応募されたことのある作品は対象外とします。

■書道コンテストの作品サイズ

書道コンテスト テーマ部門 「近畿税政連」:半切・ハツ切(左から横書き)
「焦点」:半紙(左から横書き・縦書き)

書道コンテスト 自由部門 半紙・半切・ハツ切

書道コンテスト 硬筆部門 指定応募用紙(1行10文字×2行以内)

応募方法 作品に次のものを記入した応募票(形式自由)を貼付して応募してください。

①応募部門、②支部名、③登録番号、④氏名、

⑤制作年月日、⑥作品に対するコメント

や説明(100字以内)

参加費用 無料

審査員 外部の審査員を予定しております。

表彰式 9月中旬。入賞者は機関紙に掲載いたします。

(各部門) 最優秀会長賞・優秀賞・入選

応募用紙・応募票は、近畿税政連ホームページの**会員専用ページ**からもダウンロードが可能です。

近税政HP:

<http://www.kinzeisei.jp/>

応募先

〒540-0012 大阪府中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階

近畿税理士政治連盟 広報委員会 行

■作品の著作権は近畿税理士政治連盟に帰属し、機関紙への掲載等広報活動に利用させていただきます。

関与先様にお薦めください。

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな…

平成28年4月から
申込書が
変わります！

共同経営者も
加入できます！

1



加入し、掛金を毎月
積み立てておけば…

2



将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金
をお受け取りいただけます。

3



現役引退後の
安心した生活設
計が図れます。

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)
★60歳以上の経営者の方も加入できます。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか？

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう…

月額20万円
まで
掛けることが
できます！

1

加入し、掛金を積み
立てておけば…

回収困難となった売掛金(被
害額)相当の資金を調達でき
ます。(最高8,000万円まで)

2

「取引先の倒産」と
「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金(必要経費)算入できます。

3

当面の資金繰りに
役立ち、自社と社
員を守れます。



制度運営機関:独立行政法人中小企業基盤整備機構

お問い合わせ
お申し込み

株式
会社

日税サービス

TEL.06-4794-0071

FAX.06-4794-0077



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)

TEL(06)6941-6888 / FAX(06)6947-2800

URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>